

京都市上下水道局告示第34号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和8年9月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市伏見区桃山町東町15番地

株式会社京南設備

代表取締役 原田 武尊

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市伏見区竹田西内畑町12番地 I N A K B L D G. 506号 から

京都市伏見区桃山町東町15番地 に変更

(上下水道局下水道部管理課)